

報告事項が3件ございます。

第1件目として、7月25日及び8月22日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、7月25日に開催された平成26年度第3回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が6件あり、主な事業4件について報告いたします。

1件目は、総務局から、「東京都地域防災計画の修正」について説明がありました。

今回の主な修正内容は、震災編では南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定等を踏まえ、島しょ部における津波対策を明記し、また風水害編では大島での災害の教訓等を踏まえて、気象庁から都へ配信される気象情報等について区市町村にも配信する等の情報連絡体制の強化や除雪体制の充実等孤立者への対応について明記したとのことです。

2件目は、都市整備局から、「中央自動車道の渋滞対策（案）」について説明がありました。

現在、国・中日本高速・東京都等で中央道の渋滞対策の検討をしており、主な渋滞箇所である上り線の小仏トンネル付近と調布市付近における対策を検討しているとのことです。

3件目は、福祉保健局から、「国民健康保険財政共同安定化事業の拡大に向けた対応」について説明がありました。

平成27年4月から保険財政共同安定化事業の拡大の実施が予定されており、拡大内容は、レセプト点検について、現在1件30万円超を対象としてきたが、27年4月からはレセプト1件1円以上を対象を拡大するとのことです。

4件目は、後期高齢者医療広域連合から「後期高齢者医療広域連合からの報

告」について説明がありました。

平成26年第1回広域連合議会臨時議会に提出する案件の事前説明で、連合長、副連合長1名及び監査委員の選任同意と平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでした。

また、ジェネリック医薬品差額通知事業の実施についての効果分析について報告がありました。

次に、議案審議事項として、7件の審議が行われました。

議案第1号の「平成27年度東京都予算編成に対する要望(案)」については、各部会での審議結果の報告があり、承認されました。

要望項目数は、重点要望42件、一般要望47件、合計89件と昨年と比べ3件減っておりますが、この要望件数の減少は、要望の整理統合を進めたものです。あわせて、「多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望(案)」についても承認されました。

なお、本要望については、7月30日に副知事及び各局あてに提出しました。私は、厚生部会副部会長として、福祉保健局及び青少年・治安対策本部へ要請行動を行いました。

議案第2号の「社会保障・税番号制度の円滑導入のための支援に関する緊急要請」については、7月7日に開催の市長会総務・文教部会において、市長会附属協議会から国へ要請を行って欲しいと申し入れがあり、審議されました。

その内容は、システム整備について、国は地方に財政負担が生じないように財源措置を講じると示してきたが、平成26年5月に示された財源措置は当初のものから大きく後退しており、各市に多額の費用負担が生じる内容となっている。かつ、スケジュールも当初の予定より大幅に遅れている状況であることから、国における早急かつ適切な対策が不可欠であり、市長会として関係省庁へ要請する必要があるとのことでした。

この部会での報告を受け審議した結果、総務大臣等に要請書を提出することが決定され、8月21日に提出されました。

議案第3号「各種審議会委員等の推せん」、議案第4号「各種団体からの後援

依頼」、議案第5号「政策提言『東京多摩国体を契機とした地域連携による多摩の魅力発信』の検証」及び議案第7号「多摩・島しょわがまち活性化事業内容の一部変更」については、原案のとおり承認されました。

議案第6号の「平成26年度東京都市長会政策提言テーマ」については、「(仮称)多摩地域における「まち歩き」のすすめ～東京オリンピック・パラリンピックに向けた、広域連携の進展を目指して～」とすることが承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分の報告」、「各種団体からの要請」及び「平成25年度オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』実績報告」について報告され、了承されました。

続きまして、8月22日に開催された平成26年度第4回東京都市長会についてです。

まず、議案審議事項として、「各種審議会委員等の推せん」については、原案のとおり承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分の報告」のほか、都内62市区町村共同事業として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の気運醸成に向けた「1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業」を実施することが報告されました。

その他、東京都から「国の法人課税の見直しの動きについては、市長会と連携し、昨年と同様、国に対して要請行動をしていきたい」との申し入れがありました。

第2件目として、「諏訪2丁目住宅管理組合に係る行政訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

訴訟内容は、市民3人が、「多摩市長は、諏訪2丁目住宅管理組合に対し、同組合が原告らに333万円を支払うように命じること」を求める訴えを平成25年5月21日に東京地方裁判所に提起したものです。

この訴訟について、平成26年2月14日に「原告らの請求を却下する」との判決が言い渡され、これに対して原告らが控訴したことにつきましては、これまでにご報告したとおりです。

この控訴につきまして、平成26年6月18日に、東京高等裁判所から「控訴を棄却する」旨の判決が言い渡され、この判決に対し、控訴人らが上告期間内に上告しなかったことが確認されたため、この控訴審判決が確定し、この事件についての市の勝訴が確定しましたので、ご報告いたします。

第3件目として、「コミュニティセンターの指定管理者による音響機器協力金の徴収に係る審査請求の裁決取消訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

訴訟内容は、平成25年6月5日に本市が行った「音響機器協力金の徴収の停止を求める審査請求に対する却下の裁決」について、審査請求人が、「当該裁決の取消し」と「条例上の根拠がなく徴収された音響機器協力金300円の損害の賠償」を求めて提起したものです。

この訴訟について、東京地方裁判所において、「請求を棄却する」旨の判決が言い渡され、原告がこの判決を不服として控訴したことについては、これまでにご報告したとおりです。

この控訴につきまして、平成26年6月26日に、東京高等裁判所から「控訴を棄却する」との判決が言い渡され、この判決に対し控訴人が上告期間内に上告しなかったことが確認されたため、この控訴審判決が確定し、この事件についての市の勝訴が確定しましたので、ご報告いたします。

以上、3件をご報告申し上げます、市長行政報告と致します。

(平成26年第3回多摩市議会定例会)